

大阪市街路樹・公園樹マネジメント戦略（案）

令和7年7月

目 次

序章 はじめに.....	- 1 -
第1章 大阪市街路樹・公園樹マネジメント戦略策定のあらまし.....	- 2 -
1-1 マネジメント戦略とは.....	- 2 -
1-2 マネジメント戦略の構成.....	- 3 -
1-3 街路樹・公園樹の機能.....	- 4 -
第2章 大阪市の街路樹・公園樹を取り巻く状況.....	- 7 -
2-1 大阪市の概況.....	- 7 -
2-2 街路樹・公園樹の変遷及び現況.....	- 12 -
2-3 街路樹・公園樹の維持管理費の推移.....	- 22 -
2-4 街路樹・公園樹に対する市民意識.....	- 23 -
2-5 街路樹・公園樹にかかる課題.....	- 26 -
2-6 上位計画・関連計画.....	- 38 -
第3章 街路樹・公園樹管理の基本的な考え方.....	- 41 -
3-1 街路樹・公園樹の維持管理の基本的な方向性.....	- 41 -
3-2 街路樹・公園樹管理の目標及び基本的な考え方.....	- 42 -
第4章 街路樹・公園樹管理の基本方針及び具体的な取組.....	- 65 -
4-1 基本方針① 樹木の計画的な更新及び樹木更新にあわせた配置の適正化.....	- 65 -
4-2 基本方針② 健全な樹木の保全育成をめざした樹形及び管理水準の設定.....	- 79 -
4-3 基本方針③ 着実な PDCA による持続的な維持管理（樹木管理の DX）.....	- 93 -
4-4 基本方針④ 樹木の保全育成における多様な主体との連携と情報発信（樹木管理の DX）..	- 99 -
参考資料.....	- 102 -
参考-1 ロードマップ.....	- 102 -
参考-2 美しい樹形や豊かな緑陰を形成する路線（街路樹）.....	- 103 -

序章 はじめに

街路樹・公園樹は、美しく統一感のある街並みを創出するとともに、都市の季節感を演出し、緑陰形成による日照・風などの微気象の調節などの都市環境の改善にも寄与しています。さらに、都市の生物多様性の向上、災害時の防災機能を有するなど、都市のインフラとして重要な機能を果たしています。

大阪市は、もともと市域の大半が淀川と大和川の土砂の堆積で形成された沖積平野からなり、自然の緑に恵まれない中、早くから市街化が進展したため、緑やオープンスペースが少ない環境でした。そのため、大正末期以降、道路での街路樹の植栽や公園の整備など、積極的に緑化を進めてきました。その結果、街路樹や公園樹は、御堂筋のイチョウや桜之宮公園の桜のように、本市を代表する都市景観を形成するとともに、身近な道路や公園に植えられた樹木は市民生活に潤いや憩いを与えるなど、都市の魅力を高めています。

一方、多くの街路樹や公園樹が、植栽後、時間が経過し、根上り、樹勢不良、枝の張り出しなどの樹木の生長に伴う課題が顕在化し、植栽環境にあわせた適正な維持管理を行うことが求められるようになっていきます。

また、気候変動や異常気象の顕在化、災害の激甚化・頻発化などの社会情勢の変化を踏まえ、都市の安全性・快適性の確保など、都市インフラである道路や公園の樹木が担う役割はこれまで以上に重要性を増しています。

これらの背景を踏まえ、本市が設置するみどりのまちづくり審議会では、令和5年9月に諮問した「大阪市緑の基本計画〈2026〉（案）」の議論の中で、みどりのまちづくりの根幹となる街路樹や公園樹の維持管理の考え方についてもあわせて議論されてきました。

本市では、この間のみどりのまちづくり審議会や同審議会作業検討部会での議論を踏まえ、今後の街路樹・公園樹の維持管理を中長期的視点で戦略的に進めていくため、街路樹・公園樹の維持管理にかかる基本的な事項や具体的な取組を定める「大阪市街路樹・公園樹マネジメント戦略」を策定することとしました。

本戦略では、本市の街路樹・公園樹が抱える課題を抽出し、道路や公園の魅力向上につながる樹木の保全育成に取り組むための街路樹・公園樹のあり方や目標、基本方針を示すとともに、街路樹・公園樹の魅力を高める方策、取組について示しています。

今後、本戦略に基づき、本市の街路樹・公園樹を健全に育成し、樹木が本来もつ機能を十分に発揮させるよう維持管理に取り組むとともに、地域の住民や事業者等の皆様とともに、樹木を育んでいけるよう、市民や事業者等との連携を推進し、健全で活力ある街路樹・公園樹の育成をめざしていきます。

第1章 大阪市街路樹・公園樹マネジメント戦略策定のあらまし

1-1 マネジメント戦略とは

(1) 戦略の目的

本戦略は、大阪市緑の基本計画<2026>（案）の基本理念である「みどりの魅力あふれる大都市・大阪～だれもが住みたい・働きたい・訪れたいと思う“みどりの都市”へ～」に向け、街路樹及び公園樹の管理にかかる方針等を定め、その適正な管理を行うことを目的とします。

(2) 適用の範囲

本戦略は、大阪市が管理する道路に街路樹を管理する場合及び大阪市が管理する都市公園において公園樹を管理する場合に適用します。

(3) 戦略の位置づけ

本戦略の位置づけは、大阪市が管理する道路及び公園における街路樹・公園樹の管理に関する戦略です。大阪市みどりのまちづくり条例や「大阪市緑の基本計画<2026>（案）」の理念を反映するとともに、道路法と都市公園法に加えて、国の技術的な助言である道路緑化技術基準や都市公園技術標準を参考に作成しています。

(4) 計画期間

本戦略は、「大阪市緑の基本計画<2026>（案）」とも整合させながら戦略を推進するため、計画期間を下記のとおり定めます。

計画期間 2026（R8）～2035（R17）年度

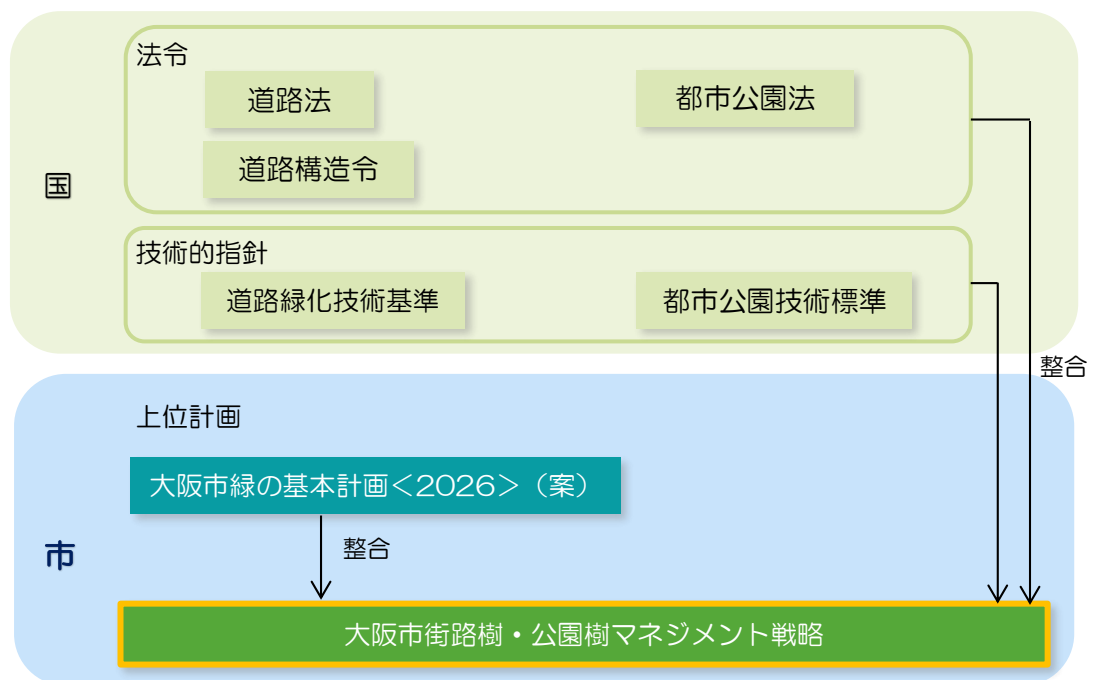


図 戦略の位置づけ

1-2 マネジメント戦略の構成

本戦略の構成は下図のとおりです。

第1章 大阪市街路樹・公園樹マネジメント戦略策定のあらまし

1-1 マネジメント戦略とは

- (1) 戦略の目的
- (2) 適用の範囲
- (3) 戦略の位置づけ
- (4) 計画期間

1-2 マネジメント戦略の構成

1-3 街路樹・公園樹の機能

- (1) 街路樹の機能と特徴
- (2) 公園樹の機能と特徴

第2章 大阪市の街路樹・公園樹を取り巻く状況

2-1 大阪市の概況

- (1) 位置及び地勢
- (2) 社会条件
- (3) 自然条件

2-2 街路樹・公園樹の変遷及び現況

- (1) 本市における街路樹・公園樹の歴史
- (2) 街路樹・公園樹に関連する国の主な政策、法制度
- (3) 街路樹・公園樹にかかる現況

2-3 街路樹・公園樹の維持管理費の推移

2-4 街路樹・公園樹に対する市民意識

- (1) アンケート調査
- (2) 要望

2-5 街路樹・公園樹にかかる課題

- (1) 樹木生育上の課題
- (2) 利用者から見た課題
- (3) 管理者から見た課題

2-6 上位計画・関連計画

- (1) 大阪市緑の基本計画<2026>(案)
- (2) 大阪市景観計画
- (3) 大阪市 DX 戦略

第3章 街路樹・公園樹管理の基本的な考え方

3-1 街路樹・公園樹の維持管理の基本的な方向性

3-2 街路樹・公園樹管理の目標及び基本的な考え方

- (1) 街路樹・公園樹の維持管理目標
- (2) 街路樹・公園樹の将来像
- (3) まちづくりを実現するための道路毎の街路樹将来イメージ
- (4) まちづくりを実現するための公園種別毎の公園樹将来イメージ

第4章 街路樹・公園樹管理の基本方針及び具体的な取組

4-1 基本方針① 樹木の計画的な更新及び樹木更新にあわせた配置の適正化

《街路樹》

- (1) 道路空間や周辺環境に応じた樹木整備の基本的な考え方
- (2) 大木化・老木化した樹木の計画的更新
- (3) 樹木の生長に配慮した植栽基盤の確保

《公園樹》

- (1) 植栽場所に応じた樹木管理
- (2) 公園の空間構成や周辺環境に応じた樹木管理の考え方
- (3) 健全に育成することを基本とした樹木の計画的更新

4-2 基本方針② 健全な樹木の保全育成をめざした樹形及び管理水準の設定

《街路樹》

- (1) 道路空間や周辺環境に応じた目標樹形・樹高及び剪定方針の設定
- (2) 適切な時期における適切な剪定作業の実施
- (3) メリハリのある管理

《公園樹》

- (1) 公園内の植栽場所や周辺環境に応じた目標樹形・樹高及び剪定方針の設定
- (2) 適切な時期における適切な剪定作業の実施
- (3) メリハリのある管理

4-3 基本方針③ 着実なPDCAによる持続的な維持管理（樹木管理のDX）

- (1) 定期的な点検、健全度調査等のデータに基づく計画的・効率的な管理
- (2) 樹木管理にかかるマニュアルの策定
- (3) 効率的で質の高い維持管理に向けた人材育成及び管理体制の検討
- (4) 改善と評価

4-4 基本方針④ 樹木の保全育成における多様な主体との連携と情報発信（樹木管理のDX）

- (1) 維持管理の取組に関する市民への分かりやすい情報発信
- (2) 樹木への愛着や維持管理への理解促進につながる樹木の魅力や価値の発信
- (3) 地域との連携推進（維持管理への寄付、樹木にかかる講習会、異常発生時の連絡等）

1-3 街路樹・公園樹の機能

(1) 街路樹の機能と特徴

街路樹は、景観向上機能、環境保全機能、緑陰形成機能、交通安全機能、防災機能をはじめ、多くの機能を有しています。街路樹の整備・管理においては、安全かつ円滑な道路交通を確保しながら、街路樹の機能を総合的に発揮させ、道路空間や地域の価値向上につなげることが重要です。

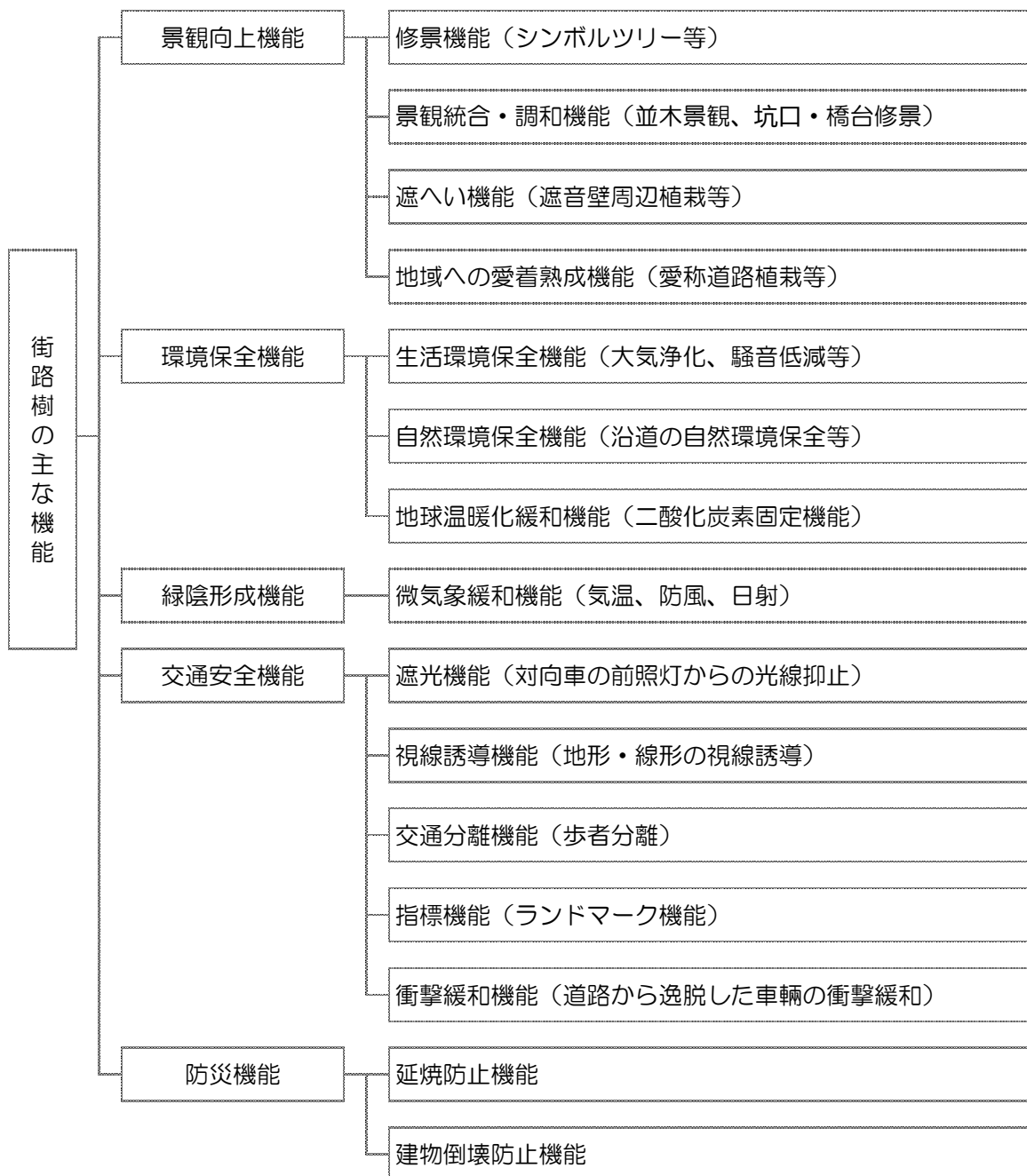


図 街路樹の主な機能

出典：道路緑化技術基準・同解説 公益社団法人日本道路協会

【街路樹の特徴】

街路樹は、道路法第二条第二項により道路の付属物として位置づけられており、生育条件として様々な制約があります。道路上には、柵や標識などの道路付属物、電線などの空中施設が設置されており、さらに道路の地下にも、埋設物が設置されています。また、道路上の安全な通行を確保するために、道路構造令において建築限界が定められています。このように、街路樹は様々な制約の中で生育しています。

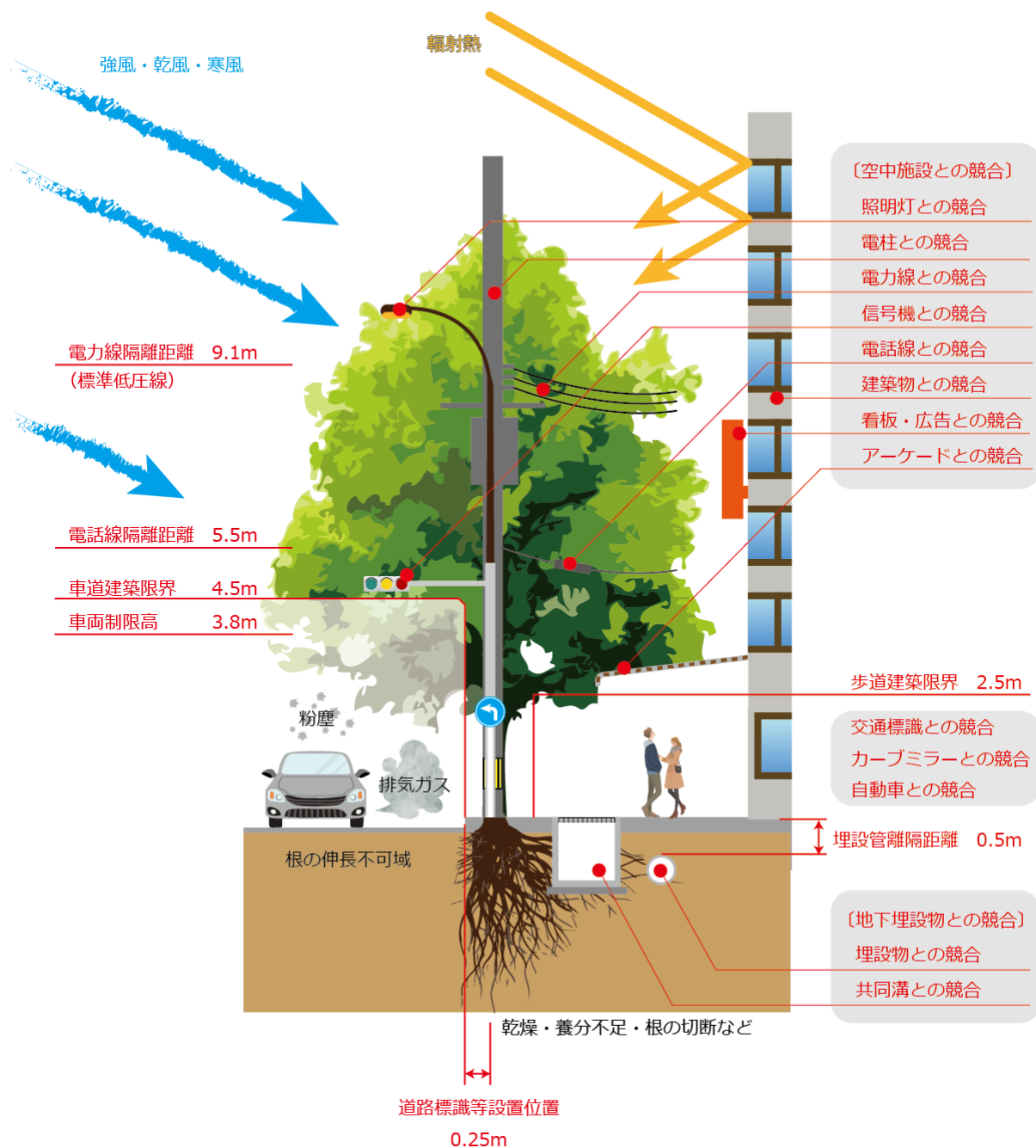


図 街路樹をとりまく様々な制約

出典：街路樹 社団法人日本造園建設業協会

（２）公園樹の機能と特徴

公園樹は、都市環境における気象緩和や大気浄化などの物理的機能や、景観構成やプライバシーの確保などの視覚的・心理的機能の他、記念樹やランドマークとなる植栽など文化的象徴としての機能など多くの機能を有しています。

公園樹は、その公園や地域の性格や印象に関わる重要な施設であるため、公園樹の整備・管理においては、公園利用における安全性などを確保しながら、公園樹としての機能を総合的に発揮させ、公園さらには地域の魅力向上につなげることが重要です。

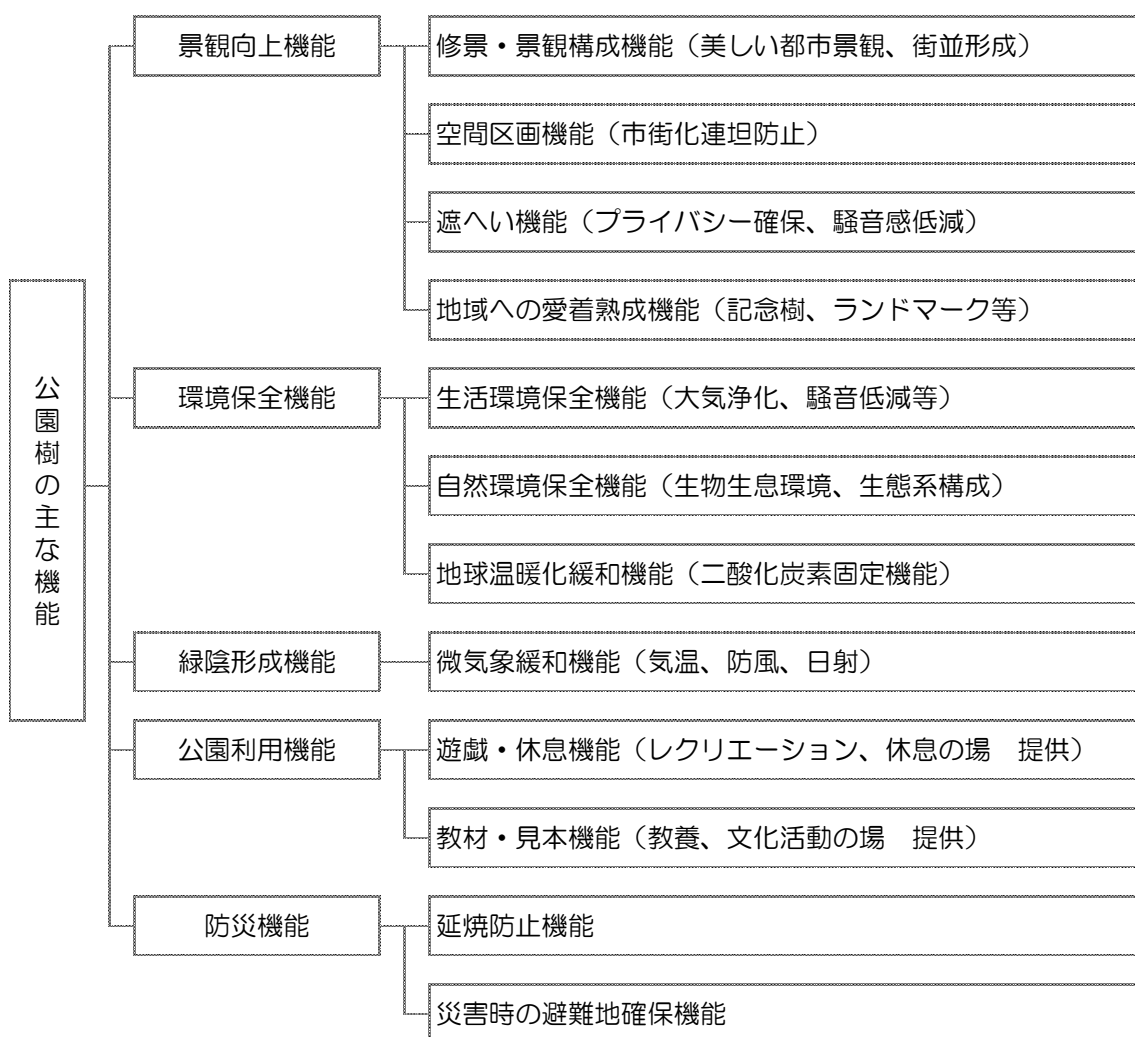


図 公園樹の主な機能

出典：公園管理ガイドブック 一般財団法人公園財団

公園緑地マニュアル 一般社団法人日本公園緑地協会

第2章 大阪市の街路樹・公園樹を取り巻く状況

2-1 大阪市の概況

(1) 位置及び地勢

本市は、日本の近畿地方に位置する政令指定都市であり、府庁所在地として大阪府の中心的役割を果たしています。地勢的には、大阪平野の中央部に位置し、周囲を山地に囲まれた低地に広がっています。大阪市の西側は大阪湾に面しており、港湾都市として古くから発展してきました。市内を流れる淀川や大和川などの河川が流域を潤し、市内に広がる水路網もまた特徴的です。これにより、大阪は「水の都」とも呼ばれるほど水運が発達し、物流や商業の中心として重要な役割を果たしてきました。

また、平坦な地形が多く、標高は低いため、土地利用は農業から商業、工業に至るまで多岐にわたります。特に市内の北部は梅田や中之島といったビジネス街が広がり、南部には歴史的な繁華街である難波や天王寺があります。市内中心部は高度に都市化されており、高層ビルや地下街、鉄道網が発達しています。一方で、周辺部には大阪城や住吉大社等の歴史的な名所が点在し、都市と自然が調和した風景も見ることができます。

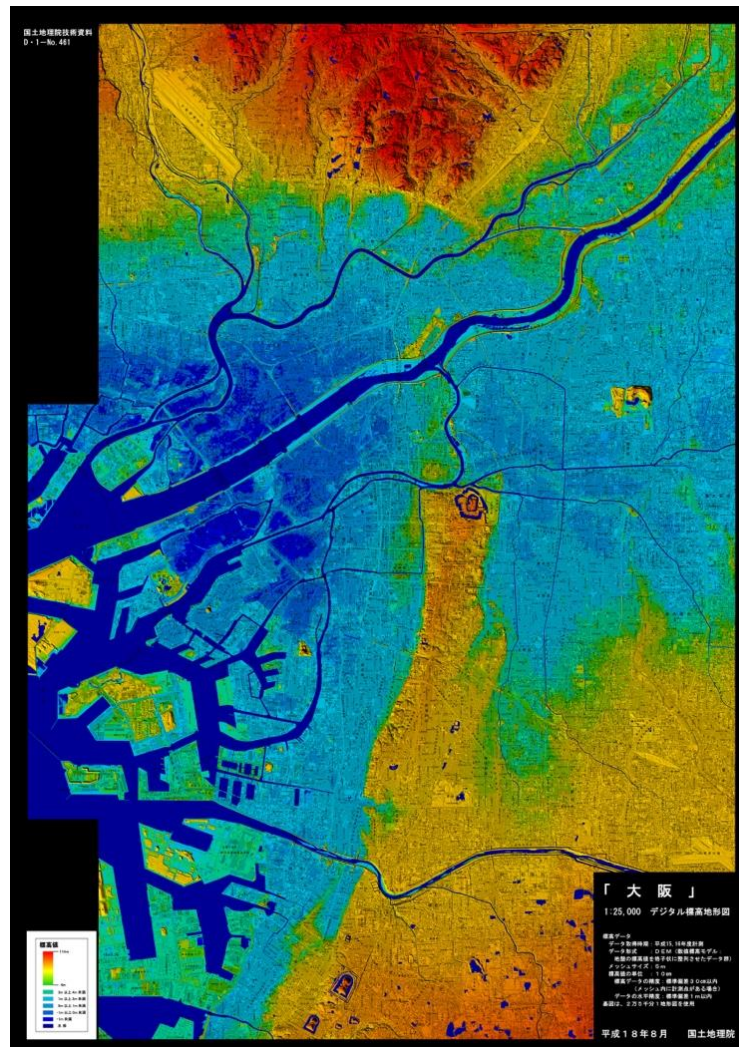


図 大阪の標高地図

出典：国土地理院ホームページ

(2) 社会条件

①人口推移

大阪市の人口は、戦中戦後に人口減少時期がありましたが、1965（昭和 40）年には約 316 万人まで回復し、その後一時的に減少したものの、近年は微増傾向が続き、2023（令和 5）年度では 277 万人を超えています。

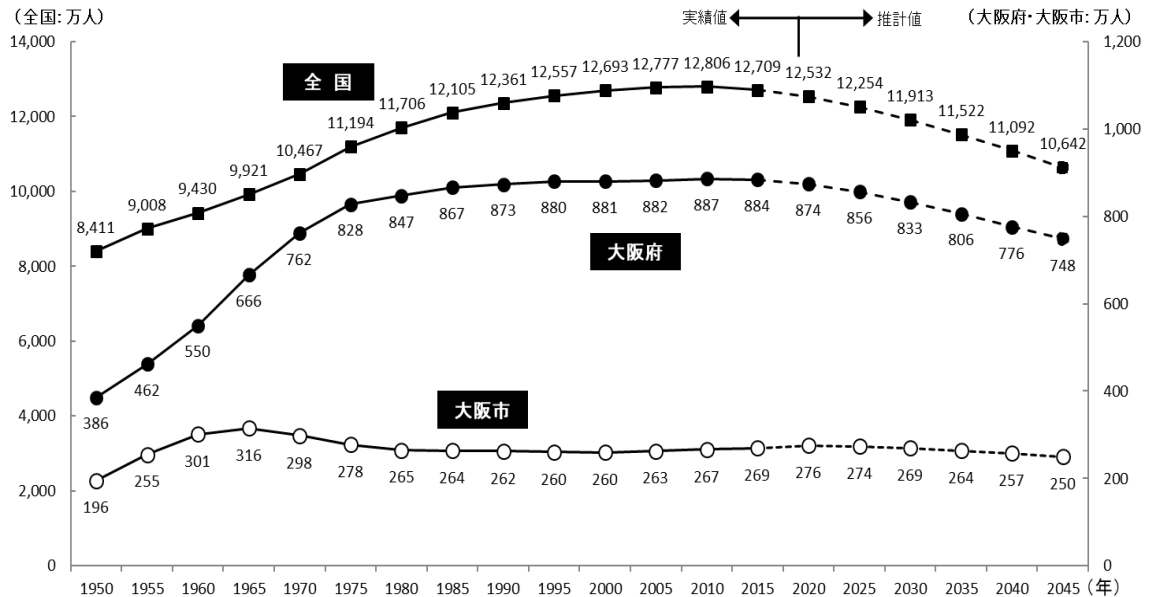


図 人口の推移及び将来推計

出典：大阪市人口ビジョン（2020（令和 2）年 3 月更新）

（注）全国の将来推計値は出生中位（死亡中位）推計、大阪府の将来推計値は転入超過中の推計値による。
 （資料）総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2017（平成 29）年 4 月推計）」、大阪府「大阪府の将来推計人口の点検について（2018（平成 30）年 8 月）」、大阪市「大阪市の将来推計人口（2019（令和元）年度）」

②土地利用現況

大阪市の市街化の割合は、全国の他都市と比較して非常に高い水準にあります。大阪市の都市圏として長い歴史を持ち、特に中心部は密集した市街地が広がっています。市のほぼ全域が市街化区域に指定されており、商業、工業、住宅地が密接に発展しています。これは、東京23区や名古屋市と同様に、市街化区域が既にほぼ全て利用されていることを意味します。

他の都市と比較すると、たとえば、福岡市や札幌市などの他の大都市は、周辺部には農地や未開発地が残っていますが、大阪市の市街化区域の割合が高く、市街地の拡大余地が少ない状態です。

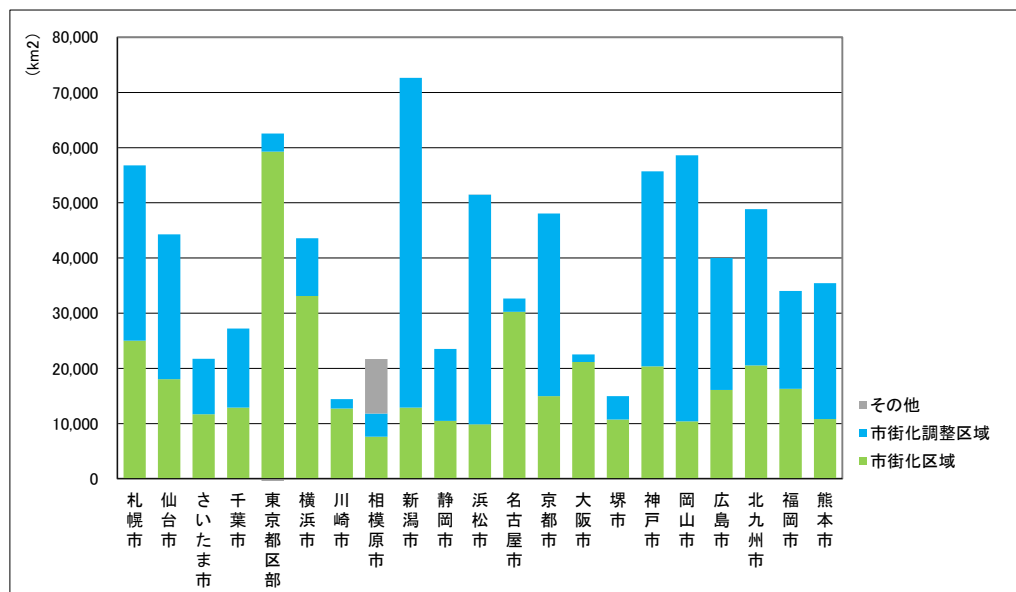


図 各政令指定都市の都市計画区域面積等の比較

出典：大都市都市公園機能実態共同調査 各市公園緑地プロフィール情報 2020

(3) 自然条件

①気象（降水量・降雪量・気温・日照時間・風速）

本市は温暖少雨の瀬戸内海気候に区分され、降水量は、6月が多く、年間降水量は約1,300mmです。降雪量は、過去9年間に渡ってほぼ観測されていません。平均気温は、夏季に28℃前後、冬季に6℃前後を示します。過去50年間の気温の推移をみると、近年40年間は上昇傾向にあります。日照時間は、年間を通してほぼ安定しており、年間日照時間は、約2,100時間です。風速は、年間を通して3m/s前後を示しています。

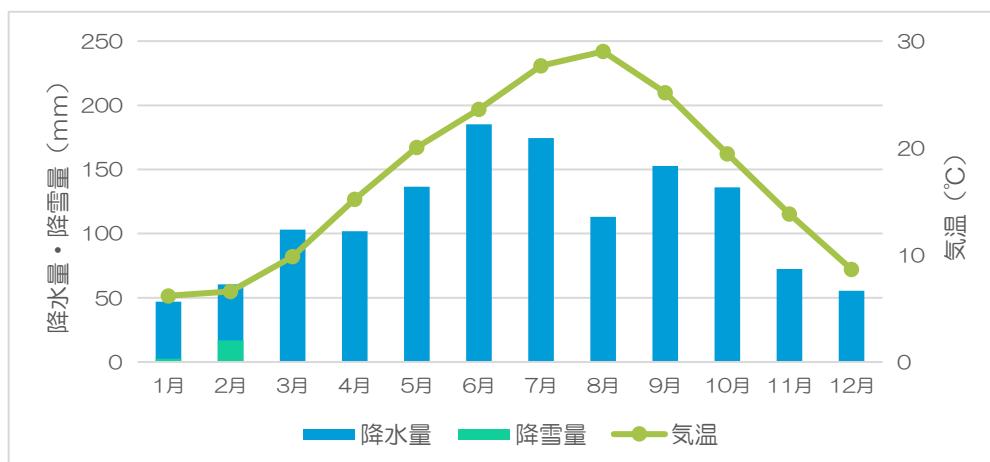


図 大阪市における月別平均降水量・降雪量及び平均気温 出典：気象庁 HP

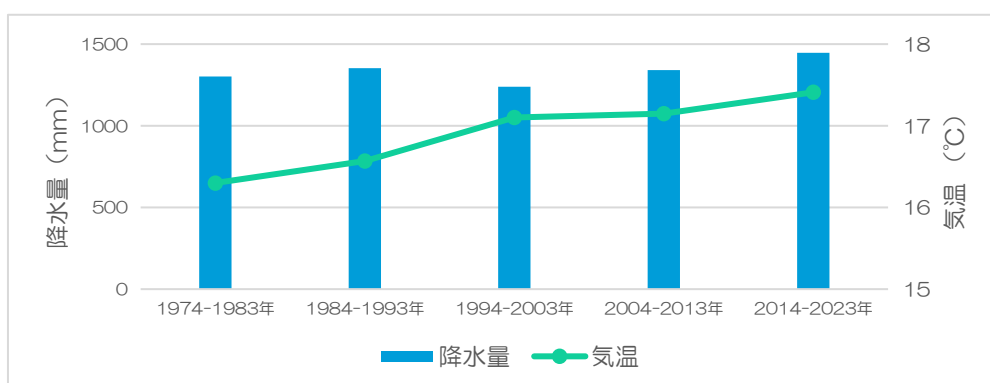


図 大阪市における10年間平均の降水量及び気温 出典：気象庁 HP

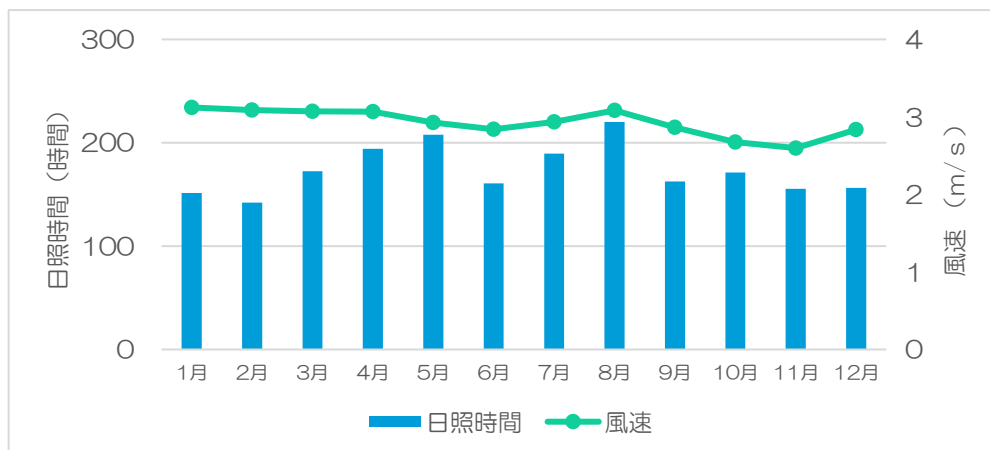


図 大阪市における月別平均日照時間及び平均風速 出典：気象庁 HP

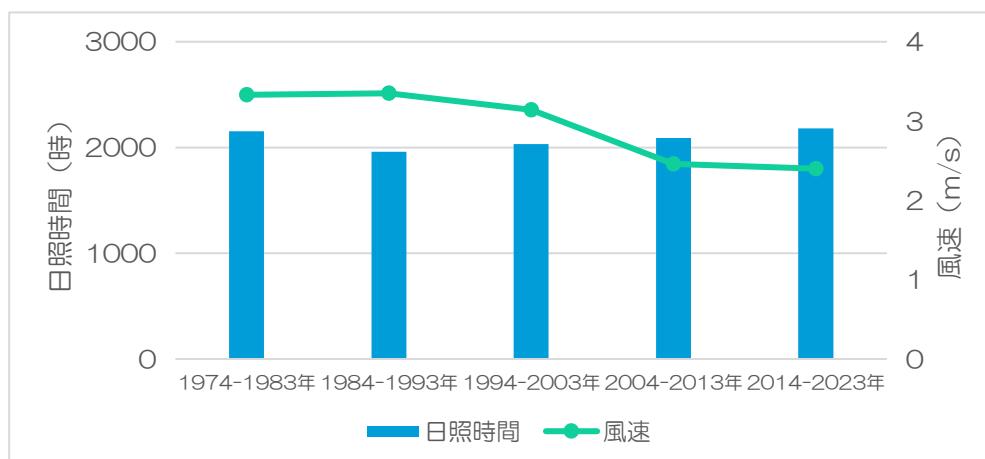


図 大阪市における10年間平均の日照時間および平均風速 出典：気象庁 HP

②地象

(地形)

本市が位置する大阪平野は、北を北摂～六甲山地、東を生駒～金剛山地、西を大阪湾、南を和泉山地に囲まれた地域に発達した沖積低地です。また、市のほぼ中央部、大阪城の位置するあたりから南へ、上町台地と呼ばれる幅約3kmの小高い台地がのびています。本市の市街地は、上町台地付近を除いて東から西へ徐々に低くなり、ほぼ平坦な地形をしています。

(地質)

本市の地盤は、中央部やや東寄りの上町台地とそれに連なる東南部の地域を除き、2/3に近い面積の土地が、淀川及び旧大和川等の河川によって堆積した「沖積層」で覆われています。沖積層の厚みは各地で異なり、臨海部で全般に厚く、港区では25～40m、西区・北区でも25mに及ぶところがあり、東成・城東・鶴見区でも10～20mとかなり厚く堆積していますが、上町台地と住吉・東住吉・平野区などの東南部では沖積層がほとんどなく、洪積層が直接露出しています。

2-2 街路樹・公園樹の変遷及び現況

(1) 本市における街路樹・公園樹の歴史

《本市における街路樹のはじまり》

大阪市における最初の街路樹は、1889（明治 22）年頃で、当初は市内の川岸にヤナギ、サクラ等が植えられましたが、その後、1907（明治 40）年頃から、堺筋をはじめ各町内の有志が植えたプラタナスやポプラ等を、1919（大正 8）年から大阪市が管理することになったのが始まりです。イチョウ並木で有名な御堂筋では、1933（昭和 8）年からイチョウの植栽が始まり、1937（昭和 12）年の完成までに 928 本が植えられました。



写真 御堂筋完成当時

《1955（昭和 30）年～1965（昭和 40）年代》

戦後、わが国の経済急成長は生活水準を著しく向上させましたが、その反面、環境保全の配慮が不十分であったため、都市では深刻な公害問題が生じました。本市も例外ではなく、大気汚染が社会問題となる中で、いち早く 1964（昭和 39）年 4 月に中馬馨大阪市長により「大阪をうるおいのある健康な町にするために、ここに強力な緑化運動を開始する。この運動は全市民の変わることのない願いとして今後百年間これを継続する」という「緑化百年宣言」を行い、これを契機に緑の量的拡大を図ってきました。



写真 第 1 回大阪市緑化推進大会

この市民あげての緑化運動を継承・発展させる中で、長居公園の郷土の森、大阪城公園の市民の森のほか、中小公園における植栽や、道路における多くの街路樹が植栽されました。この頃は、サワグルミやイチョウ、トウカエデなどの生長の早い樹木が多く植栽されました。

《1975（昭和 50）年代》

1975（昭和 50）年代は「人間性豊かなまちの創出」を原点に都市政策の展開を図る時代でした。量から質、まちづくりにおける快適さの追求、都市機能に対する文化性の高揚などがテーマとなった時代です。これを受け、緑の整備においては、より快適で魅力ある都市緑化を推進するため、都市景観の形成という観点から幹線道路、主要な交差点、ターミナルといった多くの人の目にふれやすい場所を積極的に緑化することにより、効果的に緑量の増大を図る「グリーンアップ計画」を展開しました。本計画では、

上空から見た緑量だけでなく、視野内緑量や緑被率の考え方が導入され、人々の視界に入る緑の量を増やすため、中央分離帯や交差点、川沿いの道路や公園に、間隔を密にして高木を植栽してきました。



写真 グリーンモール（谷町筋）



写真 緑の拠点づくり（本町2丁目交差点）

《1985（昭和60）年代》

1990（平成2）年の国際花と緑の博覧会（略称：花の万博）の開催に向けて、花の万博の精神を今後のまちづくりに活かすため、花と緑あふれるまちづくりを推進してきました。

生活道路などの市民生活に密着した道路において、花木通りとしてコブシ、ハナミズキなどを植栽するとともに、子どもたちに緑豊かな自然に接してもらうためのドングリ広場を整備するなど、緑化の質が多様になりました。



写真 花木通り（城東区城運橋筋）



写真 ドングリ広場（中央区広小路公園）

《1998（平成10）年代》

花の万博開催後は、アメニティをキーワードに、住民の生活行動に着目した総合的な緑化を推進してきました。市域の中に緑の骨格づくりを推進するため、幹線道路における常緑樹の植栽や、目に見え肌で実感できる身近な緑を増加させるため、街区公園などの身近な公共施設における外周緑化などを推進してきました。



写真 幹線街路の常緑樹（東成区千日前通）



写真 公園の外周緑化（東成区玉津公園）

（２）街路樹・公園樹に関連する国の主な政策、法制度

○国の主な政策

本項では、我が国の街路樹・公園樹政策の歴史を、戦後から現代に至るまでの変遷を包括的に概観し、各時代の社会経済状況や環境意識の変化が、街路樹・公園樹政策にどのような影響を与えてきたのかを明らかにし、その過程でどのような課題が生じているかを整理しました。

〈高度経済成長期に量的拡大したインフラの老朽化対策〉

街路樹や公園樹は、戦後の1960（昭和35）年代から1970（昭和45）年代にかけ、戦後の復興、高度経済成長、四大公害病、急激な都市化などを背景に、国主導による都市緑化政策が強力に推進されてきました。1972（昭和47）年から始まった都市公園等整備5箇年計画や1976（昭和51）年に制定された緑化対策推進要綱を契機に街路樹や公園樹の量的拡大が進行し、本市においても急激に樹木本数が増加しました。

近年では、この時期に整備した樹木が一斉に大木化・老木化し、本市だけでなく全国的にも大きな問題となっています。このような背景を受け、2013（平成25）年に制定された国土強靱化対策要綱を契機に、安全基準や点検ガイドライン等が順次整備されるなど、樹木も含めたインフラの安全性が強く求められるようになりました。また、国の補助制度なども整備され、インフラの点検や計画的な更新等の維持管理に対する施策が急速に推進されるようになりました。

〈安全・安心な暮らしを念頭においた樹木管理〉

1970（昭和45）年の障害者基本法の制定を契機に、道路や公園などの公共空間では、基準やガイドライン、国の補助制度などが整備され、バリアフリー化が急速に進みました。利用者の安全・安心を確保するため、整備基準が厳格になる一方で、既存の街路樹や公園樹により、安全基準を満たすことが困難となる箇所が発生するなど、樹木管理についても新たな問題が顕在化するようになりました。

〈気候変動などの都市の環境変化に伴うニーズへの対応〉

1960（昭和35）年代から1970（昭和45）年代に植栽された街路樹や公園樹は公害に強く、早期緑化を実現するための樹種が積極的に採用されてきましたが、近年の地球温暖化の影響により、これまでは問題がなかった樹種でも枯れやすくなるなど、現在の気象条件に適さない樹種が出てきています。今後、街路樹・公園樹の機能・効果を最大限に発揮させていくためには、樹木更新のタイミングで、現在の気象条件等に適した樹木への転換も必要となっています。

また、1998（平成10）年に制定された地球温暖化対策推進法を契機に、街路樹や公園樹には、ヒートアイランド対策や暑熱対策などへの貢献など、これまで以上に、都市の環境改善のための役割にも期待されるようになってきています。

さらに、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、自然災害の激甚化・頻発化が懸念される中、国全体で道路の脱炭素化の取組を推進するため、2024（令和6）年に「道路分野の脱炭素化政策集 Ver.1.0」がとりまとめられました。本政策集の、基本的な政策の柱「道路のライフサイクル全体の低炭素化」において、道路緑化の推進と管理の充実が主な施策としてあげられています。2025（令和7）年2月には、道路法等の一部を改正する法律案が閣議決定され、道路管理者が協働して脱炭素化を推進するため、国の道路脱炭素化基本方針に基づき、道路管理者が道路脱炭素化推進計画を策定する枠組みを導入されています。このように、道路分野においても道路緑化の重要性が高まっています。

〈1990（平成2）年代以降に整備されたインフラ老朽化への対応〉

1990（平成2）年代以降の世界的な環境意識の高まりにより、1993（平成5）年に環境基本法が制定されましたが、この法律制定を契機に、都市環境の改善という観点から1960（昭和35）年代から始まった樹木の量的拡大は引き続き継続されました。

この時期に植えられた樹木は、現在、既に30年程度を経過しており、今後、これらの樹木も大木化、老木化すると、更新が必要となってきます。

○道路構造令について

街路樹に関する法令及び基準は、国において道路法 30 条に基づき道路構造令が 1958（昭和 33）年に制定され、ここで車道や歩道、植樹帯（※）等の諸元が規定されました。

戦後の急激な自動車の増加とともに交通事故が多発したことを契機に、歩道整備が規定されましたが、歩道幅員は特別な理由がある箇所は並木を設ける場合でも 2.5m 以上と、現在に比べ大変狭い幅員でした。

1970（昭和 45）年以降になると、歩行者の安全かつ快適な通行の確保、良好な道路環境の整備が求められるようになります。1970（昭和 45）年には、障害者基本法が制定されましたが、この同じ年に道路構造令が改正され、歩道幅員の最低幅員がさらに拡大されました。また、1982（昭和 57 年）の道路構造令改正では、歩者分離のための植樹帯に関する規定が追加され、歩道幅員の最低幅員も拡大されました。一方で、植樹帯の幅は 1.5m 以上とされていた幅員が、1.5m を標準とする規定に変更されたため、最低幅員 1.0m 以上となりました。

（※）良好な道路交通環境の整備、沿道における良好な生活環境の確保または都市部の良好な公共空間の形成を目的として、樹木を植栽するために、縁石等により区画して設けられる帯状の道路の部分を含みます。



写真 植樹帯イメージ

出典：道路緑化技術基準・同解説

道路構造令の制定当初は、歩道幅員が狭い状況でも、植樹帯の幅は比較的確保されていましたが、歩道幅員の拡大とともに、植樹帯の幅は最低幅員が縮小され、樹木にとっては生育する環境が厳しい状況となりました。

参考までに、2001（平成 13）年には、景観向上や環境保全のために植樹帯を原則設置する対象道路が拡大され、対象道路の級種は 4 種 1 級と 4 種 2 級（交通量が多い幹線道路）に規定されました。

表 道路構造令改正の変遷（歩道幅員や植樹帯に関係するもののみを抜粋）

道路構造令		1958(S33)	1970(S45)	1982(S57)	1993(H5)
植樹帯幅		—	1.5m	1.5m を標準（1m 以上 2m 以下を意味する）	
歩道幅員	4 種 2 級	標準：2.25m（3.25m） 特別な理由によりやむを得ない場合：	標準：3.0（4.5）m 歩行者少ない場合：1.5(3.0)m ※（）は、並木を設ける場合	交通量が多い場合：3.5（5.0）m 以上 その他の道路：2.0（3.5）m 以上 ※（）は、並木を設ける場合	
	4 種 3 級	を得不ない場合：	標準：1.5m（3.0m） 歩行者少ない場合：1.0(2.5)m ※（）は、並木を設ける場合		
	4 種 4 級	1.5m(2.5m) ※（）は、並木を設ける場合			

また、道路緑化の技術基準については、1976（昭和51）年に初めて道路緑化技術基準として国土交通省から通達され、1988（昭和63）年、2015（平成27）年の改正を踏まえ現在に至ります。

表 道路緑化技術基準の改正の変遷

道路緑化技術基準	1976(S51)	1988(S63)	2015(H27)
道路緑化の基本方針	道路緑化は、道路交通の安全と快適性を高めるとともに、沿道の自然環境の保全、生活環境の改善に資するよう積極的にその推進を図るものとする。	道路緑化は、道路の景観の向上及び沿道の生活環境の保全を図るものとして、道路交通の快適性、安全の確保、自然環境の保全等に資することを目的として積極的かつ計画的にその推進を図るものとする。	道路緑化にあたっては、道路交通機能の確保を前提にしつつ、（中略）道路空間や地域の価値向上に資するよう努めるとともに、交通の安全、適切な維持管理及び周辺環境との調和に留意しなければならない。

これらの改正等の中で、街路樹の位置づけは変化し、量的な拡大を基軸とするだけでなく、地域の特性を考慮した植栽構成や、交通の安全、維持管理への配慮が求められるようになりました。

(3) 街路樹・公園樹にかかる現況

①道路の概況

大阪市内の道路は、路線数 11,864、延長 3,676 キロメートル、面積 33.7 平方キロメートルとなっています（2024（令和 6）年 4 月 1 日現在、高速道路・国道指定区間を除く）。これらの道路は、一般国道、府道、市道の 3 種類に分かれています。

表 本市の道路の路線数、延長

種別		路線数	延長 (km)	主な道路 ※愛称名称のあるものは愛称名称で表示
一般国道	指定区	7	66	国道 479 号線（内環状線）
	間外			国道 172 号線（みなと通） 等
府道	主要	14	116	新なにわ筋、なにわ筋、谷町筋、淀川 通あべの筋、あびこ筋 等
	一般	14	68	
	合計	28	184	
市道	主要	14	95	中央大通、此花通、南港通、都島通、 松屋町筋、上町筋、城北公園通 等
	一般	11,815	3,331	
	合計	11,829	3,426	
大阪市管理合計		11,864	3,676	

②都市公園の概況

大阪市内の都市公園は、公園数 993 箇所、面積 889 ヘクタールとなっています（2025（令和 7）年 4 月 1 日現在、大阪府営公園、国営公園を除く）。これらは住区基幹公園、都市基幹公園、大規模公園、特殊公園、大規模公園、緑道、都市緑地の 6 種類に分かれています。

表 本市の都市公園の公園数、公園面積

種別		公園数	面積 (㎡)	主な公園
住区基幹公園	街区公園	859	2,152,331	西梅田公園、堀江公園
	近隣公園	76	1,081,628	南天満公園、天保山公園
	地区公園	27	1,083,889	十三公園、真田山公園
都市基幹公園	総合公園	8	1,040,834	靱公園、南港中央公園
	運動公園	1	663,086	長居公園
特殊公園	風致公園	2	120,275	中之島公園、矢倉緑地
	動植物公園	1	261,281	天王寺公園
	歴史公園	2	1,075,481	大阪城公園、難波宮跡公園
大規模公園	広域公園	1	1,226,698	鶴見緑地
緑道		13	96,347	城北緑道、中之島緑道
都市緑地		3	75,301	正蓮寺川公園
大阪市管理合計		993	8,891,033	

表 公園種別ごとの誘致目的、誘致圏域、標準規模の考え方

公園種別	設置目的、誘致圏域、標準規模
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25 ヘクタールを標準とすること
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とすること
地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とすること

出典：大阪市公園条例

③街路樹・公園樹にかかる現況

(樹木本数の推移)

2023（令和5）年度末時点で、本市が植栽してきた街路樹・公園樹は、高木・中低木の合計で、約1,161万本にのぼります。年度別の樹木本数の推移を確認すると、1955（昭和30）年代後半から1998（平成10）年頃までに、多くの樹木が植栽されたことがわかります。

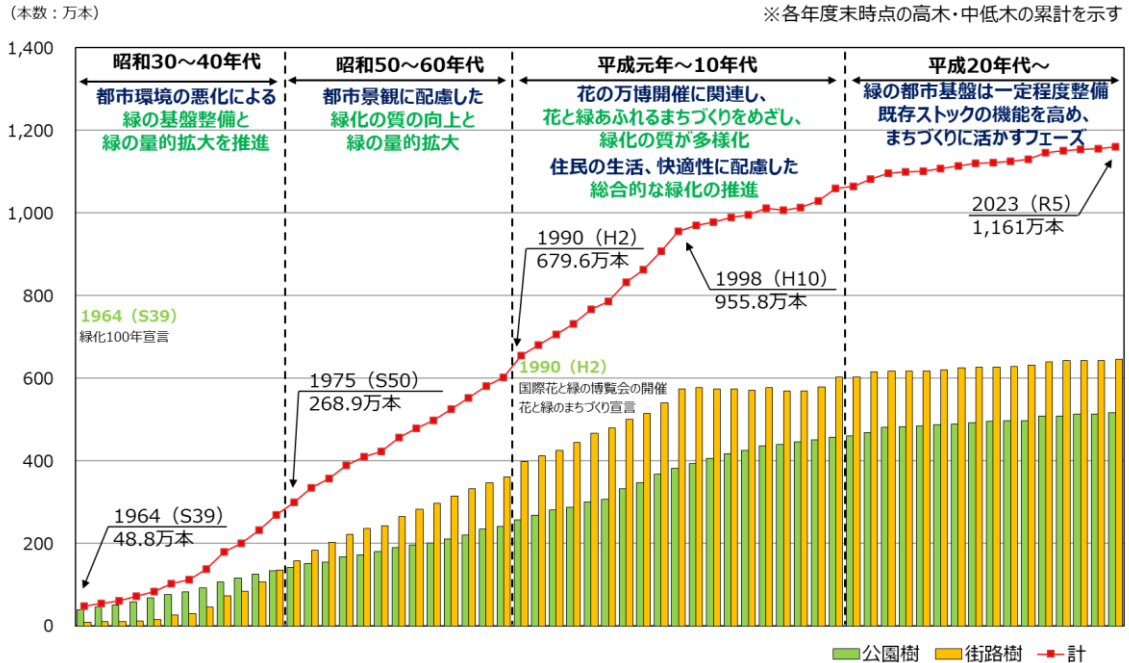


図 樹木本数の推移

(街路樹の樹種上位5位の変遷)

1955（昭和30）年代から1965（昭和40）年代にかけて、急激な都市化による公害等の発生により、都市の環境改善が求められたことから、樹木の植栽にあたっては、ポプラやプラタナスなどの生長が早く丈夫な樹種（早期緑化樹）が選ばれました。

1975（昭和50）年代に入ると、台風や虫に弱く寿命が短いポプラなどは減少し、その代わりに大阪で生育が良好な樹種が多く植えられてきました。この頃までは、落葉樹が多く植えられていましたが、平成に入ると早期緑化樹は樹木更新の際に、別の樹種に変更され、代わりに常緑樹が増加してきました。

表 本市の街路樹の樹種上位5位の変遷

年	1位	2位	3位	4位	5位
昭和36年※	ポプラ	プラタナス	アオギリ	シダレヤナギ	イチョウ
昭和42年※	ポプラ	シダレヤナギ	アオギリ	プラタナス	イチョウ
昭和56年※	トウカエデ	イチョウ	プラタナス	ポプラ	シダレヤナギ
平成15年	シラカシ	トウカエデ	イチョウ	ヤマモモ	クスノキ
平成28年	シラカシ	イチョウ	トウカエデ	ヤマモモ	クスノキ

出典：大阪市公園局業務論文報告集（1984）

2-3 街路樹・公園樹の維持管理費の推移

街路樹・公園樹の維持管理費は、近年ほぼ横ばいで推移しています。一方で、近年の物価高騰、人件費高騰等の影響により、2018（平成 30）年度は、剪定の実作業量は 2012（平成 24）年度に比べ約 4 割まで減少し、その後、やや増加傾向にあります。

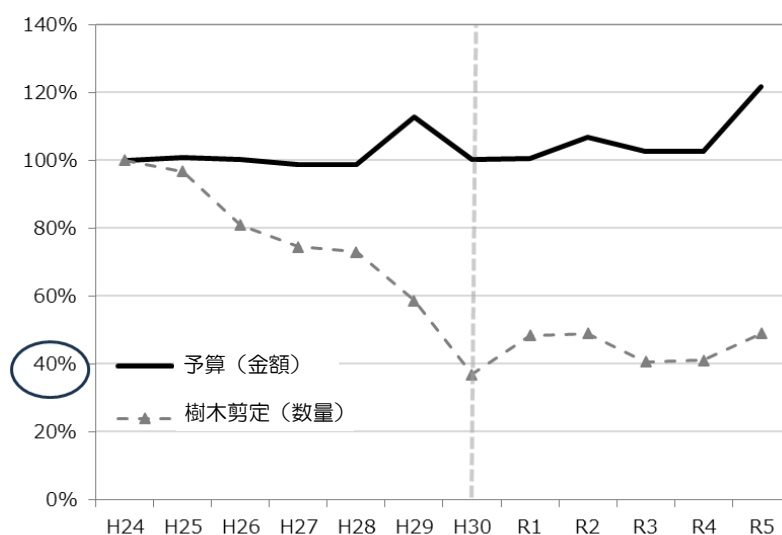


図 平成 24 年度を 100 としたときの街路樹・公園樹の予算規模と実作業の推移

2-4 街路樹・公園樹に対する市民意識

(1) アンケート調査

本市の街路樹や民有地内の樹木などの緑や公園などといった「大阪市のみどり」に対する市民の満足度やニーズなどについて、アンケート調査を実施しました。

《調査概要》

対象数：大阪市内にお住まいの20歳以上の方

実施期間：2024（令和6）年12月

回答数：1,000名

設問数：23問

《調査結果》※樹木に関する部分を抜粋

●みどりの満足度

市内の公園や街路樹、民有地などの緑について設問したところ、公園に対する満足度は比較的高い一方で、街路樹などの緑や民有地の緑に対する満足度は低い傾向にありました。

Q1：あなたは、次に挙げる「みどり」それぞれについて、どの程度満足していますか？

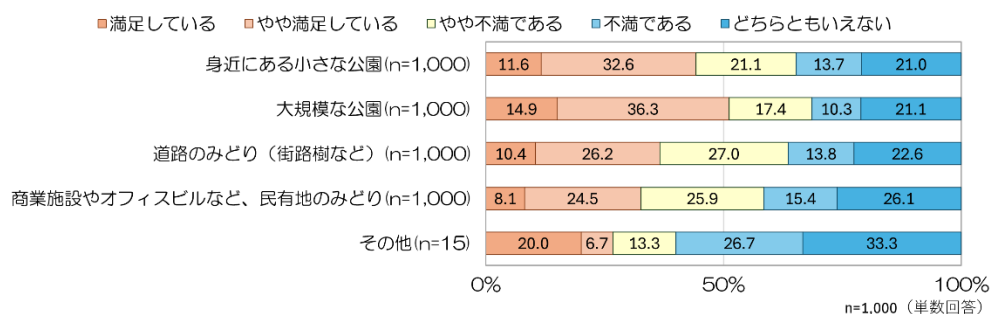


図 みどりの満足度についての調査結果

●満足度が低い理由

また、満足度が比較的低い、街路樹などの道路のみどりについて、不満に感じる理由を質問したところ、「街路樹などの緑が少ない」と回答した人が最も多く、そのほかに「景観が良くない、魅力を感じない、十分な日陰がつけられていない」などの回答がありました。

Q2：「道路のみどり（街路樹）」などについて「やや不満である」「不満である」とお答えいただいた方にお聞きます。「道路のみどり（街路樹）」に対して、不満に感じる理由は何ですか？

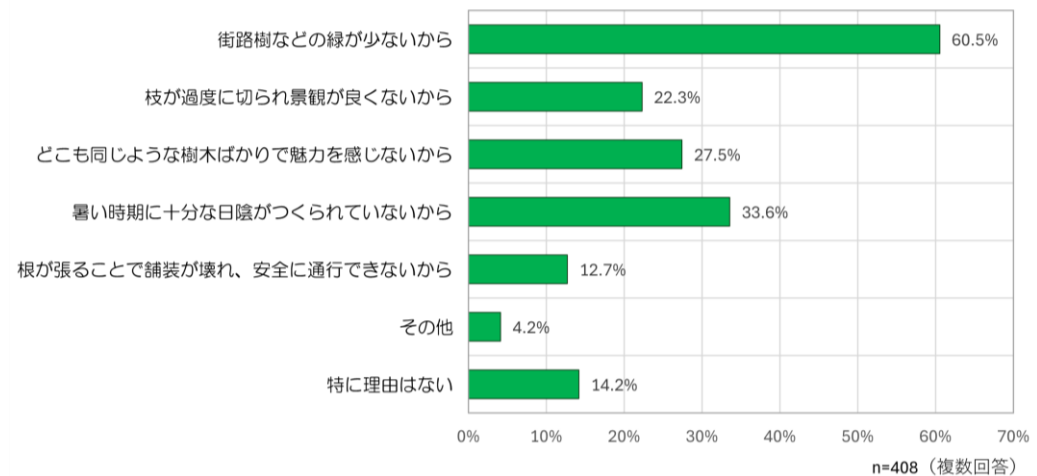


図 道路のみどり（街路樹）の満足度についての調査結果

●みどりに対するニーズ

みどりに対するニーズを質問したところ、「美しいまちなみをつくる」、「安らぎやうるおいを与える」と回答した人が最も多く、次に「都市に風格や落ち着きを与え、美しいまちなみをつくる」「ヒートアイランド現象や地球温暖化現象の緩和」について、多くの回答がありました。

Q3：今後、あなたが大阪市内のみどりに望むことは次のどれですか？

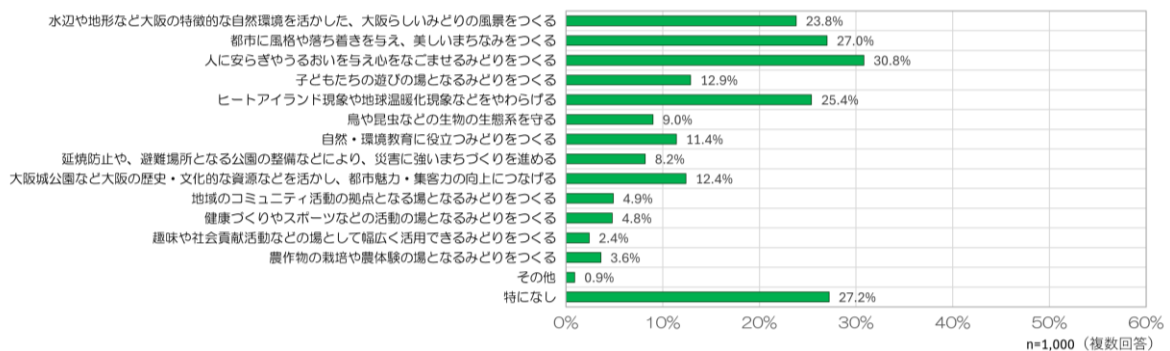


図 みどりに対するニーズの調査結果

市民の満足度向上やニーズに対応するためには、街路樹や公園樹を健全に育成し、豊かな緑を実感できるような維持管理を推進するとともに、緑陰の形成や景観形成など、樹木が有する多様な機能を発揮させるための取組などが求められています。

(2) 要望

街路樹・公園樹に関する要望の推移を調査したところ、2010（平成22）年度から2014（平成26）年度までは、2012（平成24）年度の特異値（樹木維持管理業者の契約が遅れたため、要望が突出して多い）を除き、概ね年間1,500件から2,000件の間で推移していたものの、2016（平成28）年度以降に急激に増加しています。全体の要望件数のうち、9割以上が剪定に関する要望となっており、近年の物価高騰・人件費高騰等による剪定頻度の低下が考えられます。一方、市民の安全・安心に影響を与える街路樹・公園樹の撤去・植え替えを行う安全対策事業が実施された2018（平成30）年度からは、要望件数が減少し2016（平成28）年度と同水準にあります。

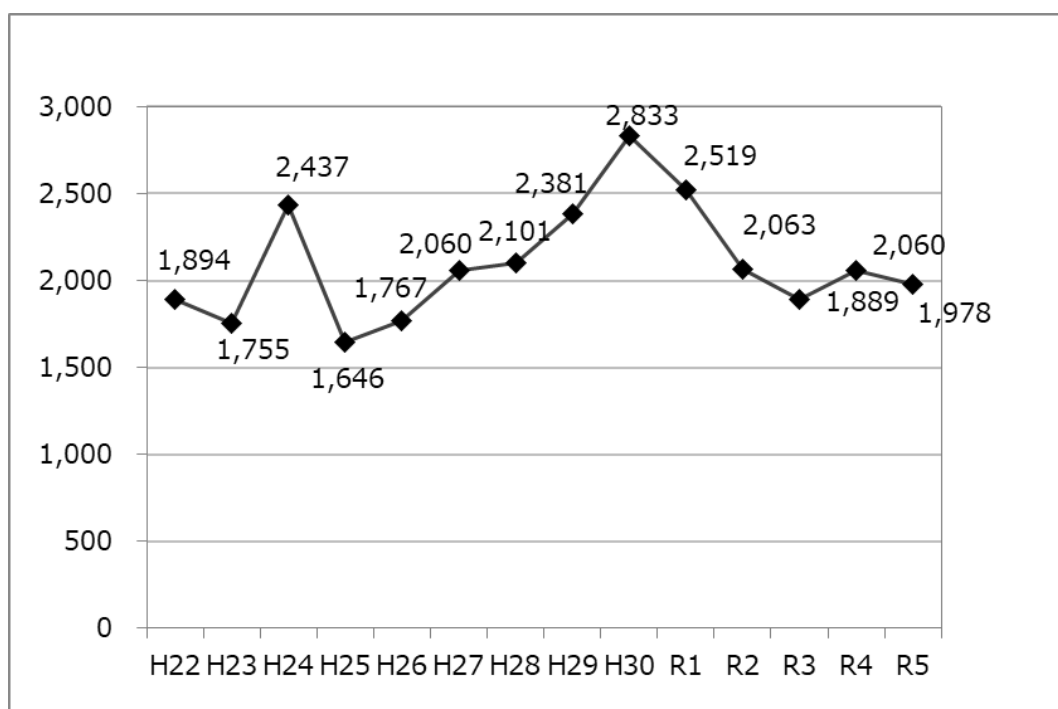


図 街路樹・公園樹の要望件数の推移

2-5 街路樹・公園樹にかかる課題

(1) 樹木生育上の課題

【健全性の低下】

強めの剪定や生育空間の制限は、樹木の健全性に悪影響を及ぼします。強めの剪定で栄養供給が減少すると、枝葉の生長が抑制されるため、樹木は弱まります。また、根の発育を制限するような植栽環境では、水分や栄養の吸収が不十分となり、樹木の生長不良や病虫害発生リスクが高まります。道路空間や公園空間に適した植栽の配置や樹種選定、植栽した樹種や生育空間に適した剪定が必要になります。

① 生育空間の不適合

【街路樹】

狭小路線に、将来大木となるアメリカフウが植えられていますが、枝を伸ばす空間がないため、強めの剪定を繰り返すことで健全な生育を阻害しています。



写真 狭小路線に植栽され、強めに剪定された街路樹

【公園樹】

民地境界付近に大木が植栽されていますが、枝を伸ばす空間がないため、強めの剪定により不自然な樹形に仕立てられています。



写真 民地境界付近に植栽され、強めに剪定された公園樹

② 混み合いによる競合

緑道や同一步道への複数列の植栽は緑豊かな景観を形成していますが、樹木を密に植栽した結果、植栽間隔が狭いため、枝同士が干渉しあうことで光を遮り生長が鈍化するなど、樹木同士で生育を阻害しています。



写真 混み合いにより競合している街路樹

③ 強めの剪定による樹勢の低下

安全性の確保等のため、樹木の生長速度に応じて、やむを得ず強めの剪定を行うことで、樹勢の低下がみられます。



写真 強めの剪定により樹勢が低下している樹木

④ 病虫害による被害

サクラ、モモ、ウメ等のバラ科の樹木に寄生し、枯死等の甚大な被害を与える特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の分布が拡大しており、被害が拡大しないように防除や伐採などの早期対策が必要となっています。



写真 病虫害による被害がみられる樹木

【環境への不適合】

樹木が環境に不適合であると、生長不良や病虫害の発生、枝が折れやすくなるなどの樹木構造の弱体化が進行します。気候、湿度や土壌などが適合しない場合、根の発達や光合成効率が低下し、樹木の機能が衰えます。環境に適合した適切な樹種選定や、植栽環境の整備が重要となります。

① 気候条件の不適合

猛暑や記録的な大雨、日照不足など、近年の異常気象により、植栽した当初の気候条件（温度、降水量、湿度など）から大きく変わることで、樹木には適さない植栽環境となっています。



写真 気候条件により生育不良となっている樹木

② 土壌の不適合

樹木が健全に育つためには健全な土壌が必要ですが、十分な土壌が確保できず、樹木の健全な生育に影響が生じています。



写真 十分な土壌が確保できず生育不良となっている樹木

③ 生態系の不適合

外来種の樹木は繁殖力が強く在来種の生育を抑制するなど、周囲の生態系に悪影響を与える可能性があります。

環境省では、生体系に悪影響を及ぼす外来生物リストに掲載されている樹木を以下のとおり定めています。

○対策を優先して行うことを推奨するもの

ニセアカシア

○緑化利用により影響の拡大が懸念されるもの

ナンキンハゼ、トウネズミモチ、シンジュ

【環境省の生態系被害防止外来種リストでの扱い】

- ・ ニセアカシアは産業管理外来種（適切な管理が必要な産業上重要な外来種）として掲載されており、在来種の生態系等に影響を与えることから、駆除や管理が必要な樹種とされています。
- ・ トウネズミモチ、シンジュは重点対策外来種（甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い種）として、ナンキンハゼはその他の総合対策外来種（生態系等への被害を及ぼしている又はそのおそれがあるため、総合的に対策が必要な樹種）とされています。

【老木化の進行】

老木化は樹木の生長・耐性が低下し、病虫害発生や倒木のリスクが増大し、景観や安全性にも影響を与えることから、定期的な点検による樹勢確認が必要となります。

（２）利用者から見た課題

【安全性の確保】

街路樹では、根上りによる歩道の不陸（凸凹）、建築限界の侵害などにより通行に支障が生じ、転倒や衝突などの事故が発生する恐れがあります。公園樹では、枝葉の民地侵入や、架空線への干渉などの問題もみられます。

また、街路樹・公園樹ともに、樹木の大木化や老木化に伴い、強風などによる倒木や枝折れなどの被害も大きくなるとともに、生長とともに根を太く大きく伸ばしていくため、歩道や縁石等を持ち上げる根上りが起こります。

① 根上り、舗装の不陸、縁石の破損等

根上りにより縁石が破損し、歩道側は歩行時の段差となり通行を阻害します。



写真 根上りによる舗装の不陸等

② 倒木

大木化した樹木が、台風時などの強風で倒れ、公園利用や道路の通行に支障となる事例が発生しています。



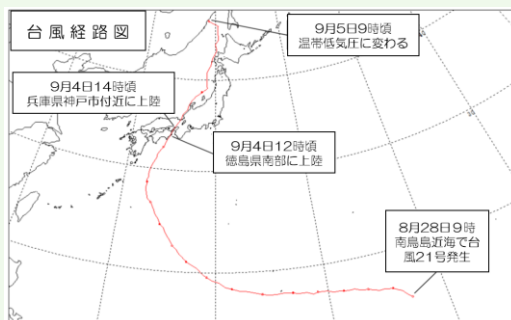
写真 台風などの強風で倒木し、公園利用や道路通行に支障となる樹木



《TOPIX》台風21号での街路樹・公園樹の被害

2018（平成30）年9月4日の台風21号がもたらした最大瞬間風速47m/sを超える暴風では、本市が管理する街路樹や公園などの都市樹木において甚大な被害が発生しました。こうした数十年に一度の自然災害での倒木被害の軽減に向けて、今後も、日常的な維持管理を着実に実施し、健全な樹木を育成することが必要になります。

《台風21号の概要》



■観測風速 観測所：大阪（中央区）

最大瞬間風速 47.4m/s

（4日14時03分）

※過去に45m/sを超えたのは、室戸台風

（1934（昭和9）年）と第2室戸台風

（1961（昭和36）年）の2回のみ

《本市街路樹・公園樹の被害状況》

倒木本数（全体で8,439本）

- ・街路樹：1,740本（臨港道路89本含む）
- ・公園樹：6,699本（臨港緑地1,645本含む）

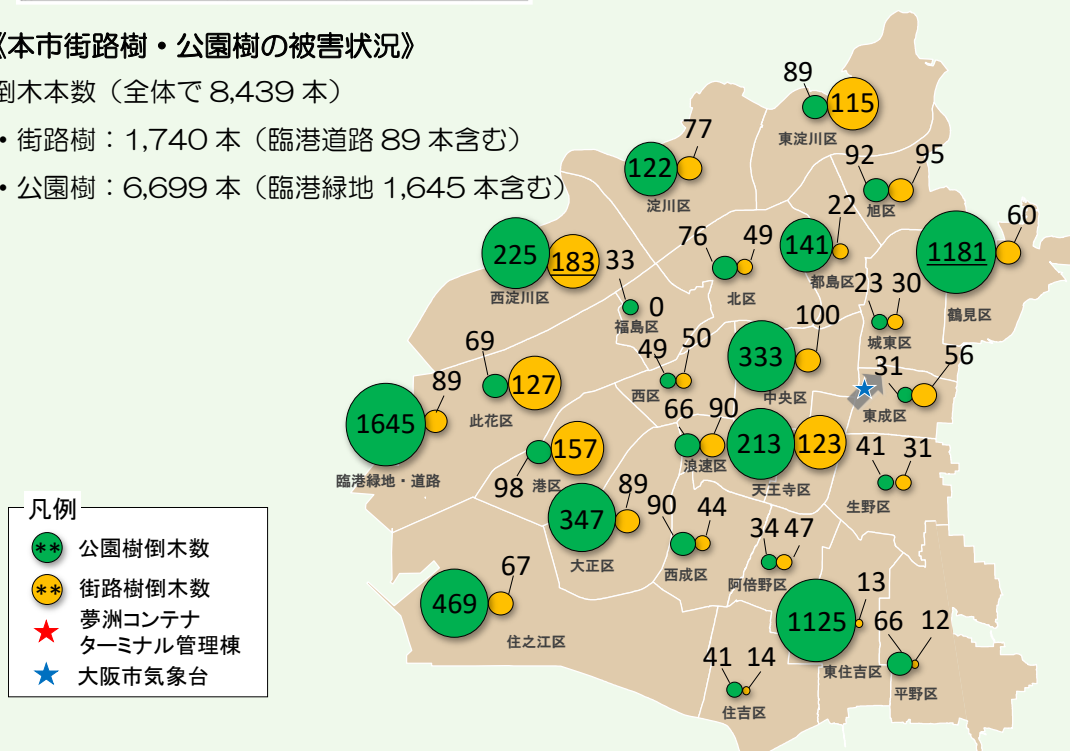


図 市内の公園樹・街路樹の被害状況（倒木）



写真 街路樹の被害状況（中央区：御堂筋）



写真 公園樹の被害状況（大正区：千島公園）

③ 歩道の有効幅員不足

有効歩道幅員が2m未満で、歩行者の十分な通行空間が確保されていません。



写真 有効幅員2m未満の歩道に植栽された樹木

④ 建築限界の侵害

下枝が建築限界（車道側高さ4.5m、歩道側高さ2.5m）を侵害する樹木があり、こうした樹木は見通しも遮ります。



写真 下枝が建築限界を侵害し、見通しを遮る樹木

⑤ 架空線支障

大木化などにより、電線などの架空線に干渉する樹木があります。



写真 架空線に干渉している樹木



《事業概要》

樹木の健全な育成を図りつつ、街路樹・公園樹を起因とした事故等を未然に防止し、公園利用者等の安全・安心及び安全な道路交通を確保するため、樹木の撤去・更新を行う街路樹・公園樹の安全対策事業を2018（平成30）年度～2024（令和6）年度まで実施しました。

樹木の撤去後は、樹木の健全な生長を促す空間を確保しつつ、必要に応じて若木や生長の緩やかな樹種への植え替え等を実施しました。

《対象樹木と実施規模》

街路樹

- ✓ 健全度が低下した樹木や、根上りを起こしている樹木、交差点の見通しを遮っている樹木など、道路交通安全上の支障をきたしている緊急性の高い街路樹（高木）

2018（平成30）年度から2020（令和2）年度までの3年間 約9,000本

- ✓ 現時点で舗装が著しく損傷していないものの、根上り等の現象が既に発生しており、今後さらに根上り等が進行することで、安全な道路交通に支障をきたすおそれのある街路樹（高木）

2022（令和4）年度から2024（令和6）年度までの3年間 約2,600本

- ✓ 小学校周辺道路等において、アベリアなど生長が早く、視距阻害により歩行者の飛び出しなどを誘発しやすい街路樹（低木）

2022（令和4）年度から2024（令和6）年度までの3年間 約13,000㎡



写真 大木化による根上り



写真 腐朽菌侵入による倒木事故



写真 通行障害等が発生しやすい小学校周辺道路等の低木

公園樹

- ✓ 健全性が低下した樹木のほか、民有地への越境、公園施設の損傷などを起こしている公園樹（高木）

2020（令和2）年度から2023（令和5）年度までの4年間 約7,000本



写真 腐朽進行による腐朽部露出



写真 H30.9月台風21号による
ヒマラヤスギの倒木被害



写真 根が擁壁を押している状況
（将来、擁壁が損壊するおそれあり）

【快適性の低下】

街路樹や公園樹は緑陰を確保し、熱中症を予防したり気象を緩和しますが、電線などへの接触を避けたり、近隣住民の方々からの落ち葉軽減のための剪定要望などもあり、すべての箇所で樹冠（※）を大きく育成できるわけではありません。道路や公園の快適性を向上させるためには、樹木の植栽環境や地域の住民の皆様の理解を得ながら、緑陰を形成するような樹形としていくことが必要となります。

（※）1本の樹木の枝葉の広がり部分。この広がり部分の形が冠のように見えることから、樹冠という。



写真 強めの剪定により緑陰が形成できていない街路樹

【景観の悪化】

樹木の生長に伴い、道路通行の安全性確保や樹木同士の競合、市民からの落ち葉に対する剪定要望などのため、樹木本来の樹形を損なうような強めの剪定をやむを得ず行うことで、景観の悪化を招く場合があります。



写真 強めの剪定により景観の悪化を招く公園樹



《TOPIX》大阪・関西万博開催に向けた環境整備の取組

本市では、2025 年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）期間中の来場者の安全かつ円滑な移動を実現するため、自動車や自転車のアクセスルートの環境整備を実施しました。また、万博会場だけでなく宿泊エリアや観光スポットなどの主要集客エリアにおいて環境整備や景観向上に取り組みました。

本事業では、環境整備や景観向上の一環として、樹形を整えるための丁寧な剪定に取り組み、大阪を訪れる方に美しいまちや大阪の良さを感じていただけるよう、街路樹の美しい樹形と緑陰により、本市一丸となって「おもてなし」のための環境整備を実施しました。今後も、本事業により美しく整えた街路樹を維持していけるよう、計画的な維持管理に取り組みます。

●実施期間

2023（令和5）年度～2025（令和7）年度

●対象エリア

《アクセスルート》 大阪・関西万博来場者の安全かつ円滑な移動を実現するため、シャトルバス等が走行する夢洲会場へのアクセスルートにおいて、街路樹の剪定や補植などの環境整備を実施しました。

《主要集客エリア》 多くの大阪・関西万博来場者をお出迎えする新大阪駅や大阪駅等の主要ターミナルや宿泊エリア、観光スポットなどの市内の主要集客エリアにおいて、歩行者の安全安心な通行確保や良好な街路景観の形成のため、街路樹の剪定、補植などを実施しました。

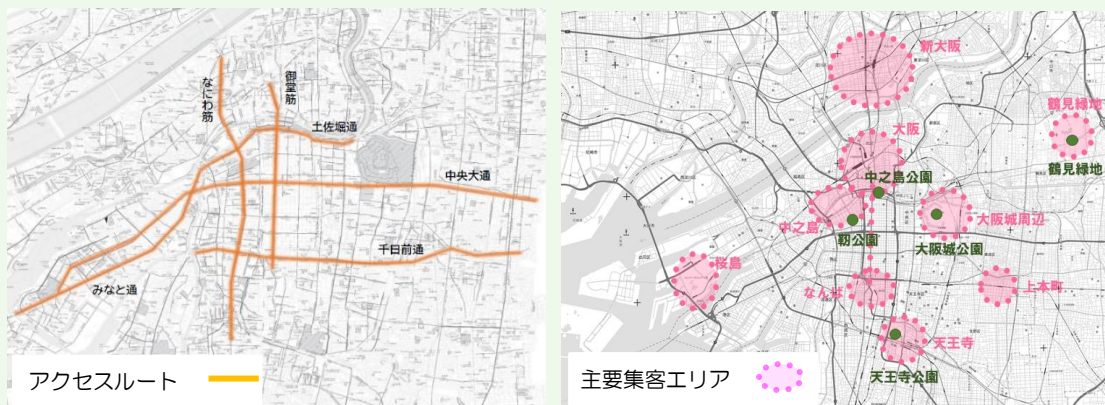


図 万博関連事業実施エリア

強めの剪定により、太い枝だけを残している



写真 従前の街路樹

美しい樹形をめざして細い枝を残している



写真 現在（2025（令和7）年）

（3）管理者から見た課題

【限りある予算での管理】

本市の街路樹・公園樹は、樹木の生長に伴う維持管理費の増加が見込まれるだけでなく、近年の人件費高騰による維持管理コスト増などもあり、維持管理による財政負担が課題になっています。中長期的な視点で維持管理目標を定め、計画的かつ効果的に維持管理することが求められます。

【品質維持・向上】

本市では、街路樹・公園樹の維持管理を基本的に請負方式により実施しています。少子高齢化に伴い、熟練技術者・技能者の高齢化と退職、担い手の減少により、技術・技能の継承が困難になっています。

長期にわたり緑豊かで美しい樹形を維持していくためには、受注者・発注者双方において担い手を育成するとともに、維持管理マニュアルを策定することで、受注者・発注者が維持管理方法を共有し、安定した品質を維持する取組が必要となっています。

【業務の効率化】

樹木の維持管理は、点検・調査、事業計画の立案、剪定などの作業が多岐にわたるだけでなく、管理対象となる樹木本数も膨大であることから、すべての樹木を管理するためには多くの時間と労力がかかります。

膨大な本数の樹木を適切に維持管理するためには、デジタル技術を活用した業務効率化を進め、生産性を向上させる必要があります。

【樹木に関する情報・価値の共有と発信】

街路樹・公園樹は市民が身近に感じることのできる「みどり」ですが、アンケートの結果をみると興味や関心が低い結果となっています。日頃の維持管理への理解や協力を得るためには、まずは街路樹や公園樹について知ってもらうことが重要です。

そのため、樹木についての情報を様々な形で共有・発信することで、その樹木の価値をより多くの方々に知って頂き、樹木管理への理解、さらには、市民の参画につなげて行くことが必要になります。

2-6 上位計画・関連計画

(1) 大阪市緑の基本計画〈2026〉(案)

■基本理念

みどりの魅力あふれる大都市・大阪
～誰もが住みたい・働きたい・訪れたいと思う「みどりの都市」へ～

■みどりの将来像

「一人ひとりが輝くみどりのまちづくり」
Green Wellness Osaka

■基本方針

【方針①】都市を支える健全で快適な「みどり」を“育む”

都市の中で求められる多様なみどりを確保しながら、緑が持つ機能を最大限に発揮できるよう、公園や道路をはじめとする都市内の樹木を丁寧に育成し、都市を支える健全で快適なみどりを育む。

【方針②】まちの多様な「みどり」を“活かす”

まちの価値向上（暮らしの充実、地域の活性化など）が図られるよう、産・官・学・民がそれぞれの目的やニーズに応じて、まちの多様なみどりを自由な発想で柔軟に活用する。

【方針③】人と人が「みどり」で“つながる”

一人ひとりの豊かな都市生活（住む、働く、訪れる）の実現に向け、みどりを“育む・活かす”取組を通して、人々が集い交流し、みどりを中心としたコミュニティ醸成につなげていく。

■リーディングプロジェクト

■2035（令和 17）年までの期間でみどりのまちづくりを先導するプロジェクト

■みどりへの興味・関心を高める取組と、みどりの満足度向上に向けた好循環を生み出す取組を設定

主に関連する 基本方針	みどりへの興味・関心を高めるプロジェクト		みどりの満足度向上に向けた好循環を 生み出すプロジェクト	
	到達点	取組内容	到達点	取組内容
【方針①】 “育む”	印象的な みどりが 多くの人に 認識される	【(1)－A】多くの人に認識 される街路樹・公園樹の 景観・快適性向上	成熟した みどりの ストックが 蓄積される	【(2)－A】市内全域における 街路樹・公園樹の計画的な 保全育成
		【(1)－B】開発に合わせた 民有地緑化の推進		【(2)－B】利用者の意見を 反映した都市公園の魅力向上
【方針②】 “活かす”	みどりの 活用の 幅が広がる	【(1)－C】多様な主体による みどり空間の幅広い活用	みどりの活用 による様々な 波及効果が 実感できる	【(2)－C】地域・エリアの ステークホルダーによる みどり空間の活用・運営
【方針③】 “つながる”	みどりの 情報交流が 活発になる	【(1)－D】多様なツールを 活用したみどりの情報共有・ 発信	みどりへの 関心が具体的な アクションに つながる	【(2)－D】みどりのまちづく りに参画・支援する取組の 展開

(2) 大阪市景観計画（2006（平成18）年2月策定、2024（令和6）年4月改訂）

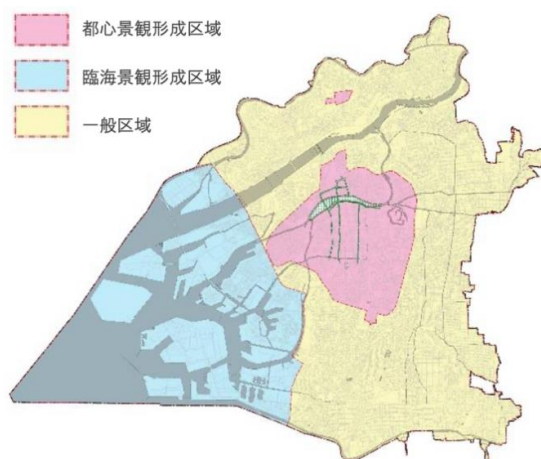
大阪市景観計画は、景観法第8条に基づき策定する法定計画であり、「大阪都市魅力想像戦略2025」、「大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「新・大阪市緑の基本計画」、「大阪光のまちづくり2030構想」などの関連計画との整合を図りながら、法定事項のみならず、大阪市都市景観条例などに基づく景観形成に資する総合的な取組についても定めています。

同計画では、本市の景観特性や景観形成の課題を受け、本市における景観形成の意義を踏まえた景観形成の目標を以下のとおり定めています。

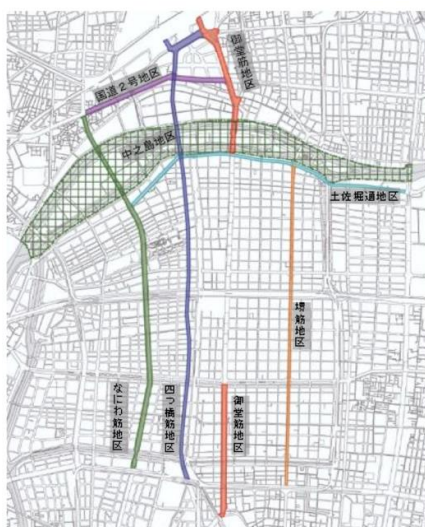
景観形成の目標：

都市の風格や活力を高め、まちへの愛着や誇りを育む大阪らしい景観をつくる

景観形成の目標の実現に向け、市域全域を景観計画区域として定めるとともに、景観計画区域を「基本届出区域」、「重点届出区域」、「まちなみ創造区域」により構成することで、地域特性に応じたきめ細かな景観形成を図ることとしています。



基本届出区域（3区域）



重点届出区域（7地区）



まちなみ創造区域（1地区）

図 大阪市景観計画で定める区域

（３）大阪市 DX 戦略（2023（令和５）年３月策定、2024（令和６）年３月改訂）

DXの進展を背景に、行政においてもあらゆる政策領域において、デジタル技術を活用した課題解決、新たな価値創出が進められています。

大阪市では、データやデジタル技術の活用を前提に、サービスの利用者目線で、大阪市のまちや地域のあり方、サービスや行政のあり方を再デザインし、社会環境の変化にも的確に対応していくことにより、大阪市の生活、経済活動を行う多様な人々がそれぞれの幸せ（well-being）を実感できる都市への生長・発展をめざし、2023（令和５）年３月（2024（令和６）年３月改訂）に「Re-Designおおさか ～大阪市DX戦略～」を策定し、DXを推進しています。

本戦略に基づく取組を加速化・深化させるには、DXを強力に推進することが重要であるため、DX戦略の理念を取り込んで本戦略の取組を推進します。

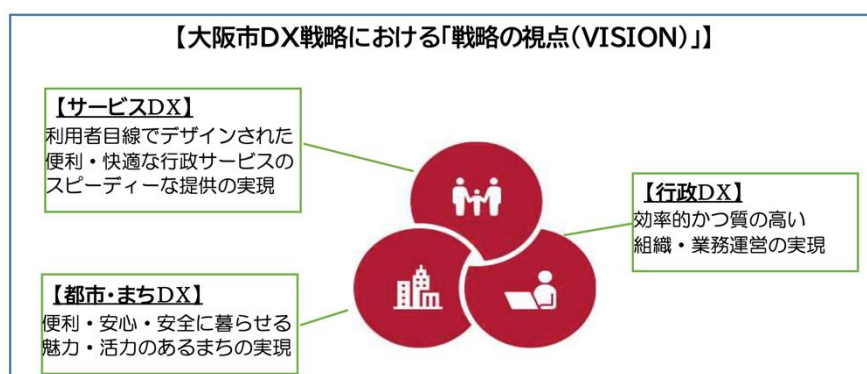


図 大阪市DX戦略における「戦略の視点（VISION）」